

令和５年度 千葉県立市原特別支援学校高等部（普通科）再募集実施要項

1 応募資格

本校高等部（普通科）に入学を志願できる者は、県内に居住し、原則として障害の程度が学校教育法施行令第２２条の３に定める知的障害者で、以下に該当する者とする。

- （１）特別支援学校の中学部若しくは中学校、若しくは義務教育学校を卒業した者、又は令和５年３月に卒業する見込みの者
 - （２）中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和５年３月に修了する見込みの者
 - （３）学校教育法施行規則第９５条の各号のいずれかに該当する者
- なお、令和５年３月に、学校教育法施行規則第９５条第１号及び第２号に規定する課程を修了する見込みの者を含む。

2 通学区域

原則として、小学部及び中学部の通学区域に準ずる（市原市内、ただし姉崎地区を除く）。

3 募集定員

特に定員を定めない。

4 出願

（１）事前の教育相談

令和５年３月３日（金）までに本校高等部（普通科）で進路に係る事前の入学相談（志願を前提とした入学相談で、単なる学校見学や参観は含まない）を行うことを要する。

（２）願書提出期間

令

和５年３月６日（月）から令和５年３月７日（火）までとする。

受付時間は、午前９時から午後４時までとする。ただし、土曜日、日曜日を除く。

（３）提出先

千葉県立市原特別支援学校の校長（事務室にて事務手続きを行う）

市原市能満１５１９－５

（４）提出書類等 ※ア～オは必須

書類等	備 考
ア 入学願書〔様式２〕	
イ 療育手帳の写し 又は、知的障害を有することを証明する診断書〔様式４〕	交付番号及び障害の程度が記載された事項の部分の写し。 〔様式４〕は参考様式とし、医療機関等が発行するものも可。 ただし、発達検査の結果が記載されていること。
ウ 入学者選考受検票〔様式６下段〕	

エ 調査書〔様式 7〕	卒業見込みの生徒は、令和 4 年 1 2 月末現在で作成すること。
オ 返信用封筒	8 4 円切手を貼った定形（長形 3 号）の封筒に、志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること
カ 通学区域外からの入学 志願証明書〔様式 9〕	通学区域外から志願する者は、必要事項を記入の上、在籍校長又は出身校長の証明を受けて、市原特別支援学校の校長に提出すること
キ 生活調査書	千葉県立市原特別支援学校の校長が定める様式

※様式 2、4、6 下段、7、9 は、「令和 4 年度 千葉県立特別支援学校 幼稚部・高等部及び高等部専攻科入学選考要項」の規定様式である。

5 入学許可候補者の決定

（1）入学選考の方法

学力検査、面接、提出書類等により総合的に審査し、入学許可候補者を選考する。

※日程等の詳細については、願書提出時に配付する。

（2）選考日

令和 5 年 3 月 8 日（水）

受付時間 9：40～ 9：50

日程説明 9：50～10：00

検査及び面接 10：00～11：00

（3）入学選考会場

千葉県立市原特別支援学校（本校） 市原市能満 1 5 1 9－5

6 入学許可候補者の発表及び通知

令和 5 年 3 月 1 0 日（金）午前 9 時に、本校玄関前と高等部生徒昇降口に、入学許可候補者の受検番号を掲示する。併せて志願者本人宛に郵送にて通知する。

7 入学の確約

入学許可候補者となった者は、令和 5 年 3 月 1 4 日（火）までに「入学確約書（様式 2 0）」を市原特別支援学校の校長に提出するものとする。受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。ただし、土曜日、日曜日を除く。

入学確約書を提出した者は、県の内外を問わず公立高等学校又は公立特別支援学校に出席してはならない。

また、入学許可候補者となった者のうち、入学確約書の提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱う。

8 その他

（1）入学許可候補者となった者のうち、入学を辞退する場合には、「入学辞退届（様式 2 1）」を市原特別支援学校の校長に提出するものとする。

（2）志願者又はその保護者は、別記に従い調査書、学力検査の総合得点及び教科別の得点に関して、口頭開示請求を行うことができる。

(3) この選考要項に定めるもののほか、入学者選考について必要な事項については、県教育長が別に定めるものとする。

(4) 入学者選考に係る願書等交付について

- ・ 交付期間 令和5年3月3日（金）まで
 午前9時から午後4時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）。
- ・ 交付場所 千葉県立市原特別支援学校事務室
 市原市能満1519-5
- ・ 交付方法 生徒及びその保護者が直接取りに来るものとする。

(5) 入学者選考に係る持ち物について

- ・ 受検票、筆記用具、上履き、飲み物（水分補給用）
- ・ 受検会場への服装は、制服とする。

(6) 定刻より遅れる時は、市原特別支援学校事務室に連絡をする。なお、公共交通機関の遅延の場合は、原則として遅延証明書を駅でもらってくるものとする。

※不明の点については、直接本校まで問い合わせすること

<問い合わせ先>	担当者	教	頭	鈴木	淳一
			高等部主事	石渡	高生
	電 話	0	4	3	6-43-7621
	FAX	0	4	3	6-42-3718